令和８年青梅市議会定例会９月定例議会議員提出議案

目　　次

１　議員提出議案第１号　議案第５０号「青梅市市民センター条例等の一部を改正する条例」及び議案第５１号「青梅市文化交流センター条例等の一部を改正する条例」に対する付帯決議

議員提出議案第１号

議案第５０号「青梅市市民センター条例等の一部を改正する条例」及び議案第５１号「青梅市文化交流センター条例等の一部を改正する条例」に対する付帯決議

上記の議案を提出する。

令和８年９月２９日

提出者　青梅市議会議員　鴻　井　伸　二
賛成者　青梅市議会議員　茂　木　亮　輔
同　ぬのや　和　代
同　片　谷　洋　夫
同　鴨　居たかやす
同　山　内　公美子

（理由）

公共施設は地域コミュニティや市民活動を支える重要な場であるため、使用料改定によってこれらの活動が阻害されないようにすることが重要である。そのため、影響の検証や適切な配慮を行い、議会への報告を求めつつ、持続可能な施設運営を図り、市民活動の健全な維持を確保する必要がある。

議案第５０号「青梅市市民センター条例等の一部を改正する条例」及び議案第５１号「青梅市文化交流センター条例等の一部を改正する条例」に対する付帯決議

公共施設の維持管理に要する経費を踏まえ、持続可能な施設運営のために受益者負担と公費負担の適正化を図る必要性については理解するところである。

一方、青梅市の市民センター及びスポーツ施設等の公共施設は、地域コミュニティの形成に資するものであり、また、文化活動やスポーツ振興を支える重要な役割を担っている。今回の使用料改定が市民の使用を抑制することとなれば、公共施設が果たしてきた本来の役割を損なうことにもなりかねない。

よって、市においては、本条例の施行に当たり、下記事項について十分配慮し適切な措置を講ずるよう求める。

記

１　使用料改定後の利用状況等の検証

使用料改定が市民の施設利用及び市民活動に与える影響について検証すること。

２　市民活動等への十分な配慮

スポーツ、文化、地域コミュニティ活動等を行う市民及び団体について、丁寧に説明するとともに、使用料の負担増によって活動が著しく損なわれることのないよう配慮すること。

３　減額・免除制度等の検証

既存の減額・免除制度等の利用状況及び効果を検証し、必要に応じて制度の見直しを検討すること。

４　使用料改定後の影響の検証及び議会への報告

条例施行後、一定期間を経た段階で市民活動への影響等について検証を行い、その結果を議会に報告すること。

以上、決議する。

令和８年９月２９日

東京都青梅市議会